

## 弟子屈町宿泊施設等設備改修事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宿泊施設、ゴルフ場又はその他事業所を既に町内で運営している事業者で、当該設備の改修等を行うものに対し、予算の範囲内で事業費の一部を補助することにより、本町の観光及び商工の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とし、補助金の交付について、弟子屈町補助金等交付規則（平成11年弟子屈町規則第1号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）に定める旅館・ホテル営業又は簡易宿泊所営業の許可を得て宿泊事業を行う施設をいう。
- (2) ゴルフ場 ゴルフ場利用税の課税対象となるゴルフ場をいう。
- (3) その他事業所 卸売業、小売業、金融業、保険業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業又は教育、学習支援業（日本標準産業分類（総務省告示のもの））を営む店舗等において、直接顧客と対面して商品の販売又は役務の提供等を行う事業所をいう。
- (4) 事業所 宿泊施設、ゴルフ場及びその他事業所をいう。
- (5) 事業者 町内で事業所を運営する個人又は法人をいう。
- (6) 温泉掘削 地中から温泉を採取するために行う掘削をいう。
- (7) 増掘 温泉の湧出路の口径の拡張や深度の増加又は湧出路の切下げなど湧出路に変更を加えて湧出量を増加させることをいう。
- (8) 揚湯設備 温泉揚湯を行うための水中ポンプ、ケーブル、揚湯管、揚湯後初めに設置される貯湯槽、当該貯湯槽に引湯する配管及びこれらを管理するために設置する設備をいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に事業所を有する者（個人事業主にあつては、本町に住民登録を有する者）であつて、町税その他町の債務（以下「町税等」という。）を滞納していない事業者とする。

2 前項の規定に関わらず、弟子屈町暴力団排除条例（平成24年弟子屈町条例第18号）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団関係事業者並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される事業所は、補助金の交付対象となることはできない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業所設備（揚湯設備を除く。）の修繕及び改修に係る経費
- (2) 老朽機器の更新（ただし、車両は除く。）に係る経費
- (3) 防災機能強化のほか、事業継続能力の向上に係る設備の設置及び改修に係る経費
- (4) 省エネルギー及び省力化又は利用者の環境改善につながる設備の設置及び改修に係る経費

(5) その他町長が特に必要と認めた経費

2 宿泊施設については、前項各号に加え次に掲げるものも補助対象経費とする。

(1) 温泉掘削（温泉揚湯量の増加を目的に実施する増掘及び代替坑井の掘削を含む。）に係る経費

(2) 温泉揚湯設備の設置及び修繕に係る経費

3 人件費をはじめとする事業所の経常的な運営経費、公租公課及び中古品の購入に係る経費は補助対象経費とすることはできない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 宿泊施設の内、入湯税の課税対象となる鉱泉浴場施設を有している施設においては、補助対象事業に係る経費の2分の1又は事業者が納付した直近5年分の入湯税の合計額（直近5年分の入湯税の合計額が100万円未満の場合は100万円）のいずれか低い額とする。

(2) 宿泊施設の内、入湯税の課税対象となる鉱泉浴場施設を有していない施設においては、補助対象事業に係る経費の2分の1又は100万円のいずれか低い額とする。

(3) ゴルフ場 補助対象事業に係る経費の2分の1又は事業者が北海道に納付したゴルフ場利用税により交付されるゴルフ場利用税交付金の直近5年分の合計額のいずれか低い額とし、上限を1,000万円とする。

(4) その他事業所 補助対象事業に係る経費の2分の1又は100万円のいずれか低い額とする。

2 他の制度による補助金等を受ける場合は、前項の規定により算出した補助金額と、補助対象経費から他の制度により受け取る補助金等の額を差し引いた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宿泊施設等設備改修事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付規則に定める事業計画書及び事業予算書

(2) 補助対象事業に係る見積書及び設計図書の写し

(3) 補助対象事業を実施する箇所及び機器等の現状写真

(4) 温泉掘削工事若しくは揚湯設備に係る工事又は改修であって、温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき北海道知事の許認可が必要なものにあつては、当該行為に係る許可証の写し

(5) 前各号に定めるもののほか、補助対象事業の内容に法令等に定める許認可等が必要な場合は、当該許可証の写し

(6) 申請者が法人にあつては、法人定款及び3か月以内に取得した法人登記履歴事項証明書の写し

(7) 申請者が個人にあつては、3か月以内に取得した住民票（ただし、弟子屈町に住民登録がある者であつて、申請書中の補助金申請に必要な関係公簿等の確認に同意があれば添付

を要しない。)

(8) 町税に係る納税証明書(ただし、申請書中の補助金申請に必要な関係公簿等の確認に同意があれば添付を要しない。)

2 前項の申請は、補助対象事業の着手前に行わなければならない。また、補助金交付の決定前に補助対象事業を実施してはならない。

3 申請者が既にこの要綱に基づく補助金又は、企業振興促進条例に基づく補助金(設備投資補助金、宿泊業再生事業補助金及びサテライトオフィス設置補助金に限る。)の交付を受けている場合の申請は、交付を受けた年度を含み、5会計年度を経過していなければならない。ただし、地震等自然災害により必要となった補助対象事業であって、町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付に係る決定及び通知については、補助金交付規則の規定を準用する。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、交付決定を受けた補助対象事業が完了(当該事業に係る全ての経費の支払いが完了したときをいう。以下同じ。)後に交付する。ただし、補助対象事業の実施により当該施設を休業した場合は、営業開始を確認した後に交付する。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者は、補助金の交付に係る決定の内容又は付された条件に不服があるときは、当該交付決定を受理した日から10日以内に宿泊施設等設備改修事業補助金交付申請取下書(別記様式第2号)により申請を取下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(事業の継承)

第10条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助対象事業又は本事業を活用して整備した設備を第三者に継承(当該設備を整備した事業所全体の継承を含む。)しようとするときは、補助事業継承承認申請書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、町長の承認を受けなければならない。

(1) 3か月以内に取得した継承人の住民票又は法人登記履歴事項証明書の写し

(2) 継承人が法人の場合は、継承人の法人定款

2 前項の規定に関わらず当該補助金で整備した設備が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数を経過した場合は、本事業を活用して整備した設備及び事業所の継承は、町長の承認を要しない。

3 町長は、第1項の規定による申請を受けたときは、内容を審査の上、承認の可否を決定し、補助事業継承承認(不承認)通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第11条 補助決定者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第5号)に事業の変更内容を記載した書類を添付して、町長の承認を受けなければ

ばならない。ただし、事業の目的に変更をもたらすものでない場合であって、その事業量又は事業費について20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

2 補助決定者は、申請した事業を中止するときは、事業中止承認申請書（別記様式第6号）により町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、前2項の規定による申請を受けたときは、内容を審査の上、承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（事業着手の届出）

第12条 補助決定者は、事業等に着手したときは、着手の日から10日以内に事業着手届（別記様式第7号）により町長に届け出なければならない。

（営業開始の届出）

第13条 補助決定者は、補助事業の実施により休業していた事業の営業を再開するときは、営業再開の日から10日以内に営業開始届（別記様式第8号）により町長に届け出なければならない。

（事業完了報告）

第14条 補助決定者は、補助対象事業が完了したとき（第11条の規定により事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付規則に定める事業実績書及び事業決算書
- (2) 事業により取得した設備及び機器並びに改修した設備の写真
- (3) 事業に係る経費の支払を証する書類

（補助金額の確定及び通知）

第15条 町長は、前条の規定により事業完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金額の確定の通知は、補助金交付規則第15条第2項の規定を準用する。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令等に違反したとき。
- (2) 補助金交付の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 補助対象事業が、著しく住民福祉の向上又は産業振興に阻害すると見込まれるとき。
- (5) あらかじめ町長の承認なく補助対象事業で取得した設備又は補助金を活用した事業所を第三者に譲渡又は転売したとき。
- (6) 温泉掘削工事の場合で、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条に規定する温泉が湧出しなかったとき。ただし、補助金の交付決定をした補助対象事業に温泉掘削工事以外の事業も含む場合は、当該温泉掘削工事の部分のみを取り消すものとする。
- (7) 補助対象事業の実施に伴い休業をしていた場合であって、正当な理由なく補助事業完了後1ヶ月以内に営業を再開しないとき。
- (8) 補助決定者が、補助金交付後、営業を5年以上継続しなかったとき。

(9) 町税等を滞納したとき。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、第5条第1項第1号に規定する事業者が納付した直近5年分の入湯税の合計額の算出において、当該期間に新型コロナウイルス感染症による影響が認められる期間（令和2年2月18日から令和5年5月7日）が含まれる場合は、当該合計額は平成31年度の納付額の5倍の額とする。